

令和4年第1回 伊仙町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年1月17日(月) 午前9:00～

2. 開催場所 中央公民館ホール

3. 出席委員(12人)

会長	1番	宮永 誠
副会長	2番	義山 太志
	3番	福山 宣太
	4番	
	5番	稲村 英治
	6番	藤島 正廣
	7番	平山 純一郎
	8番	富本 太地
	9番	
	10番	實 穰二
	11番	基山 美奈子
	12番	森 三江子
	13番	重原 明美
	14番	政岡 廣子

推進委員(6名)

1番	琉 将士
2番	幸山 真悟
3番	徳 範文
4番	實村 秀樹
5番	徳山 実
6番	重 翔太

4. 欠席委員 4番 田中 秀樹、9番 樺山 哲博
欠席推進委員

5. 議事日程

第1 農地法第3条許可申請について(9件)

第2 農地法第4条許可申請について(1件)

第3 農地法第5条許可申請について（1件）

6. 農業委員会事務局員

事務局長 豊島 克仁
主事補 酒勺 英樹

会議の概要

事務局 おはようございます。今年もよろしくお願いいいたします。早速ですが定刻になりましたので只今から令和4年第1回伊仙町農業委員会総会を開催いたします。はじめに会長のご挨拶をお願いいいたします。

会長 皆さん、あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいいたします。様々な課題に一丸となって取り組めていけたらなと思いますのでよろしくお願いいいたします。また、農繁期に入りました。ジャガイモも、業者ですが200円とでていました。本年もバレイショの価格もこのまま好調ではないかなあというふうに思います。サトウキビの方も順調良くいっているそうですので、進捗状況等ですね。また、子牛の価格も1月セリでまた先月比の2、3万円増ということで、基幹作物の3つ共ですね。順調ということで良い年のスタートだというふうに思います。このまま、また4月までですね。続けて、皆さん農家が儲かるようになればなと祈念しているところであります。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。時間もきていますので、議事の方に入りたいと思います。

事務局 宮永会長ありがとうございます。本日は農業委員14名中12名の委員が出席しており定数に達しましたので総会は成立いたします。また、推進委員6名中6名が出席されています。それでは、伊仙町農業委員会会議規則により議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は宮永会長にお願いいいたします。

議長 それでは、これより議事に入ります。まず、日程第1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

伊仙町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが議長から指名させていただく事にご意義はございませんでしょうか。

【異議なし】

議長 それでは、議事録署名委員は、3番委員、10番委員にお願いします。なお本日の会議書記には事務局職員の豊島氏と酒勺氏を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

それでは、日程第2、議案第1号「農地法第3条許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案の朗読の前に、資料の訂正をお願いします。

3条許可申請8号に関しましてですが、土地の所有者とですね。その土地に住居が建ってまして、建物の所有者と土地の所有者が別ということで、現況といたしましても宅地という形になってますので、3条申請は耕作を目的とした申請でありますので、3条申請にはちょっとそぐわないのではないかということで、行政書士の方と相談しまして取下げということになりましたので、受付番号9号と10号を一つ繰り上げていただいて、9号を8号、10号を9号に訂正の方をお願いします。

それでは、今月の農地法第3条許可申請は、1議案9件です。

議案1号について、受付番号1号から受付番号9号、所有権移転に関する件です。受付番号2号については、譲受人は面縄在住で、譲渡人は喜念在住です。申請農地は大字喜念の畑で面積は2,954㎡となっています。申請事由といたしましては贈与です。

次に受付番号5号については、譲受人は古里在住で、譲渡人も古里在住です。申請農地は大字面縄と古里の畑で面積は5,570㎡となっています。申請事由といたしましては、贈与です。

次に受付番号7号については、譲受人は古里在住で、譲渡人も古里在住です。申請農地は大字古里の畑で面積は3,320㎡となっています。申請事由といたしましては、贈与です。

次に受付番号6号については、譲受人は古里在住で、譲渡人も古里在住です。申請農地は大字検福の畑で面積は2,801㎡となっています。申請事由といたしましては、贈与です。

次に受付番号9号については、譲受人は伊仙在住で、譲渡人は大阪府在住です。申請農地は大字伊仙の畑で面積は2,711㎡となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

次に受付番号1号については、譲受人は伊仙在住で、譲渡人は阿三在住です。申請農地は大字阿三の畑で面積は6,148㎡となっています。申請事由といたし

ましては、贈与です。

次に受付番号3号については、譲受人は犬田布在住で、譲渡人は沖縄県在住です。申請農地は大字八重竿の畑で面積は5,186㎡となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

次に受付番号4号については、譲受人は崎原在住で、譲渡人は沖縄県在住です。申請農地は大字崎原の畑で面積は6,720㎡となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

次に受付番号8号については、譲受人は崎原在住で、譲渡人は大阪府在住です。申請農地は大字崎原の畑で面積は3,424㎡となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

受付番号1号から9号は、調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議長 それでは只今の説明に関連して、受付番号2号の説明を担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

8番 農地法3条許可申請2号につきまして、ご説明いたします。先日、14番委員と共に調査した結果、農地法第3条2項各号には抵触いたしませんので皆様方のご審議よろしくをお願いします。上から740㎡のところは荒地で、次の1,273㎡のところはローズで、その下の188㎡がマンゴーで、753㎡がローズです。

14番 農地法第3条許可申請2号につきましては、只今、8番委員のご説明のとおりでございます。皆様方のご審議をよろしくお願いたします。

議長 はい、ありがとうございます。これより受付番号2号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 無いようですので、採決いたします。受付番号2号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、受付番号2号は、原案のとおり決定いたしました。

次に5、6、7。担当委員の方が同一ですので、一括して現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

12番 農地法3条許可申請5、7、6号について、説明いたします。先日、6番委員、1番推進委員と共に調査した結果、第3条2項各号に抵触いたしません。現状といたしましては、5号の上がキビ、2番目がキビ、3番目もキビ、7号の93-4がバレイショ、あとの2つがサトウキビ、6号がどちらもサトウキビで、一枚畑になっています。皆様方のご審議よろしくをお願いします。

6番 只今ですね。5号、6号、7号ですか。12番委員から説明のあったとおりです。ご審議よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 ありがとうございます。これより受付番号5、6、7号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 無いようですので、採決いたします。5、6、7号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、受付番号5、6、7号は、原案のとおり決定しました。次に受付番号9号の説明を担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

7番 農地法3条許可申請の受付番号9号について、ご説明いたします。先日、9番委員と4番推進委員と共に調査した結果、農地法第3条2号各号に抵触いたしません。なお、現況といたしましては、キビとジャガイモを植え付けてありました。9番委員は欠席です。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。それでは受付番号9号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号9号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号9号は、原案のとおり決定しました。
次に受付番号1号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

7 番 農地法第3条許可申請1号について、ご説明いたします。先日、3番委員、4番推進委員と共に調査した結果、農地法第3条2項各号には抵触いたしませんので、ご審議をお願いします。3筆共キビ収穫済みの畑でした。

3 番 1号につきましては、只今、7番委員のご説明のとおりでございます。皆様方のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは受付番号1号について、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号1号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号1号は、原案のとおり決定しました。
次に受付番号3号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

10番 農地法3条許可申請3号について、説明いたします。先日、11番委員と5番推進委員と共に調査した結果、農地法第3条2項各号に抵触いたしませんので皆様の審議よろしくをお願いします。現況としまして、草が植えてありました。

11番 3号につきましては、只今、10番委員のご説明のとおりでございます。皆様方のご審議をよろしくをお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。これより受付番号3号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号3号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号3号は、原案のとおり決定しました。
次に11番委員の身内の方が関係人となっていますので、農業委員会第31条の規定に基づき、「議事参与の制限」により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。それでは受付番号4号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

10番 農地法3条許可申請4号について、説明いたします。先日、13番委員と共に調査した結果、何ら問題無いと思います。現況としまして、畑総のところ草が植えてありました。二つとも。よろしく申し上げます。

13番 第4号につきまして、只今、10番委員のご説明のとおりでございます。皆様方のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。これより受付番号4号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号4号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号4号は、原案のとおり決定しました。

受付番号8号ですが、6番推進委員の関係人となっている事案が含まれていますので、農業委員会31条の規定に基づき、「議事参与の制限」により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。

それでは受付番号8号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

11番 農地法3条許可申請8号について、ご説明いたします。先日、10番委員、5番推進委員と共に調査した結果、申請書のとおりで何の問題も無いと思われま。現況といたしましては、ジャガイモが植え付けてありました。皆様方のご審議よろしくお願ひします。

10番 農地法3条許可申請8号について、只今、11番委員の説明のとおりでございます。皆様の審議よろしくお願ひします。

議 長 はい、ありがとうございます。これより受付番号8号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決します。受付番号8号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号8号は、原案のとおり決定しました。
これで日程第2議案第1号「農地法第3条許可申請について」を終わります。
次に日程第3議案第2号「農地法第4条許可申請について」を議題に供します。
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第4条許可申請は、1議案1件です。議案第2号について、受付番号1号は、資料にあるとおり一般住宅建設のためです。こちらは、昨年3月の総会で農振除外の申請手続き済みとなっており、位置的にも周囲には、集落が形成されており、問題無いと思われま。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議 長 それでは只今の説明に関連して、受付番号1号について担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

14番 農地法第4条許可申請1号につきまして、ご説明いたします。こちらの方は、事務局の方からご説明がありましたように、昨年3月に農地利用の変更をされたところでありまして、何ら問題無いかと思われます。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

1番 農地法第4条許可申請1号については、只今、14番委員のご説明のとおりでございます。皆様方のご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、これより受付番号1号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号1号は原案のとおり決定しました。
これで日程第3議案第2号「農地法第4条許可申請について」を終了します。
次に日程第4議案第3号「農地法第5条許可申請について」を議題に供します。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第5条許可申請は、1議案1件です。議案第3号について、受付番号1号は資料にあるとおり一般住宅建設のためです。こちらも昨年の3月の総会で農振除外の申請手続き済みとなっており、位置的にも周辺に集落が形成されており、問題無いと思われます。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議 長 それでは、受付番号1号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

10番 農地法第5条許可申請1号について、説明いたします。先日、11番委員と5番推進委員と共に調査した結果、何の問題無いと思いますので皆様のご審議よろし

くお願いします。

11番 1号につきましては、只今、10番委員のご説明のとおりでございます。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。これより受付番号1号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 無いようですので、採決いたします。受付番号1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、受付番号1号は原案のとおり決定しました。
これで日程第4議案3号「農地法第5条許可申請について」を終了します。
次にその他であります、何かございませんか。
はい、無いですね。それでは、これで総会を終了いたします。
皆さん、お疲れ様でした。